

1 事業推進の背景

(1) スポーツ基本法の施行、スポーツ庁の設置

国は、平成23年8月にスポーツ立国の実現に向け、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」を施行し、平成24年3月には同法に基づく「スポーツ基本計画」を策定しました。

その後、平成27年10月にスポーツ庁が設置されたほか、平成29年3月に第2期、令和4年3月に第3期の「スポーツ基本計画」を策定しました。

2 あま市スポーツ推進計画

スポーツ基本法では、「地方公共団体においては、実情に即したスポーツ推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」としています。※法第10条第1項

(1) 策定経過

国の動きを受け、市では令和3年10月から関係機関代表者等で構成された「スポーツ推進計画策定委員会」で協議・検討を重ね、令和5年3月に「【第1次】あま市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）」を策定しました。

本計画に基づき、令和5年度からスポーツの振興に向けた各種取組を総合的かつ効果的に推進することとしています。

(2) 計画推進にあたり

計画に関連した各課事業・取組は、現状において約80あり、その分野はスポーツだけでなく、保健・福祉・まちづくり・商工・教育など幅広い分野に及びます。また、市が単独でできるものばかりではないため、市民・地域、関係機関・団体等と連携・協働するとともに、行政では関係部局間で連携・協力し、全庁的に取り組むことが必要となります。

【計画期間】：令和5年度から令和14年度（令和9年度中間見直し）

【重要指標】：週1回以上運動・スポーツを行う市民（20歳以上）の割合

【令和3（2021）年度】50.5% → 【令和9（2027）年度】70.0%

3 今後取り組むべき重点ポイント ※別紙参照

計画には、国のスポーツ基本法に掲げられた基本目標とアンケート結果から把握できた本市のスポーツ推進に関連した課題に基づき、特に取り組むべき目標を5つに絞り、基本目標として設定しています。

また、基本目標と関連した数値目標を掲げているため、この数値目標を達成できるよう、今後5年間で各種事業等に取り組む必要があります。

(1) スポーツ機会の創出：スポーツによる健康増進

○スポーツに気軽に取り組む機会の充実 ○働く世代、親と子が楽しむスポーツの充実

(2) スポーツによるまちづくり

○スポーツを通じたまちのにぎわいとコミュニティづくり

(3) スポーツを通じた共生社会の実現

○インクルーシブスポーツの推進

(4) 利用しやすい施設環境の整備

○スポーツ施設の整備・利便性の向上

○スポーツ人口を増加させる既存施設の有効活用

(5) スポーツ好きなあまっ子を育む

○スポーツとの出会いの場の充実 ○学校との連携によるスポーツ活動の支援

4 推進体制

スポーツ活動の推進にあたり、地域及び庁内の体制を整備するため、組織の立ち上げや情報交換の場を設けます。

○あま市スポーツ推進連絡会議

内容：計画に沿った取組が推進されるよう、スポーツ関係団体、その他組織・団体等で構成する「あま市スポーツ推進連絡会議」を設置し、情報交換等をする場とします。

開催：年1回～2回程度を予定

○あま市スポーツ推進担当者会

内容：市のスポーツ推進体制を確立するため、庁内の関係部局が横断的に参画する「あま市スポーツ推進担当者会」を開催し、計画の進捗状況把握・進行管理をするとともに、関連施策との有機的な連携を図り、総合的・効果的にスポーツの推進に取り組めます。

開催：年2回程度を予定

